

ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

初版作成日：令和2年6月24日

最終改定日：令和3年10月22日

特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッション

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッションに所属する地域フィルムコミッション会員（以下、「FC」という。）が、映像撮影支援を行う際に、関係者が新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」、「緊急事態の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日）及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、北海道大学病院感染制御部部长石黒信久氏より、新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成している。

本ガイドラインは、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、更なる感染対策の徹底を講じるため、内容を一部追加、修正した（令和3年10月22日付）。また、本内容の措置は、政府による指導により、随時見直しを行う。

FCは、映像製作者（映像作品を企画・製作する事業者をいう。以下同じ。）と一体となって、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「映像製作者へ求める具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。また、各地方自治体の方針に

よって撮影の条件が異なるため、ロケ撮影が行われる際は、FCは、映像製作者に対し、FCや自治体、ロケ地の管理者（以下、「FC等」という。）が設定している条件に沿ってロケ撮影を行い、地域住民へ配慮することを求める。

2. 感染防止のための基本的な考え方

FCは、映像製作者が、適切な新型コロナウイルス感染防止対策が講じられた環境での撮影を企画・製作するよう、別紙の「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト（以下、単に「チェックリスト」という。）」等を活用し、映像製作者が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じていることを確認した上で、ロケ撮影の受入れを調整する。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる（オフィス、休憩室等はもとより車輦内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、適切なマスク常時着用、会話を控える等の工夫。）

3. 映像撮影支援において、映像製作者へ求める具体的な対策

映像製作者が撮影を行う際は、一般社団法人日本映画製作者連盟等が策定している感染予防対策ガイドラインに沿って感染拡大の予防対策を行うことを基本とし、併せて、映像製作者に対し、以下の対策を求める。

① FC等との関係

- ・映像製作者は、撮影支援を依頼する際に、別紙のチェックリストをFC等へ提出し、感染予防対策を講じていることを報告する。チェックリストの提出がない場合は、撮影支援が受けられない場合があることを理解する。
- ・映像製作者は、感染者または感染の疑いのある者が発生した場合に備え、撮影現場に携わるすべての撮影関係者（制作する作品の出演者及びその撮影に関わるスタッフをいう。以下単に「撮影関係者」という。）の緊急連絡先及び撮影前2週間分及び撮影期間中の行動記録を、代表者が確認し、それらを3週間以上管理する。
- ・映像製作者は、撮影現場の責任者を明確にし、責任者はFC等との情報共有、対応、及び協力を努める。
- ・映像製作者は、撮影支援を受けるにあたっては、FC等の撮影協力者の意向を尊重し、撮影プラン等を、FC等と事前に協議する。

- ・映像製作者は、撮影終了後 14 日以内に、撮影関係者から感染者または感染の疑いのある者が発生したときは、FC 等へ報告する。

② 感染予防対策について

- ・発熱・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（最終接触から 14 日間）がある者、同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる者、過去 14 日以内に海外から帰国した者（以下、「有症状者等」という。）は、撮影関係者として従事させない。
- ・衛生管理者(係)を配置し、衛生管理者(係)は撮影関係者の感染予防の徹底と、施設等の使用した場所の消毒を行う。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や現場における各地域通知サービスの登録、QR コードの読取の推奨などを行うこととし、その旨を事前に参加者等に周知する。またそれらのサービスを機能させるため、スマホ等の電源を on にした上で、Bluetooth を有効にすることを推奨する。
- ・感染リスクが高まる「5 つの場面」、「新しい生活様式」等、新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
- ・必要に応じて検査等の更なる活用を図る。
- ・ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照しつつ、接種の検討を推奨する。

③ 屋内での撮影について

- ・施設等の屋内での撮影においては、撮影関係者の人数は必要最小限に限定することとし、施設の広さを考慮し、社会的距離（できるだけ 2 m（最低 1 m））を確保する等 3 密とならない状況で撮影を行う。一度に許される撮影関係者の人数は、最大でも各都道府県が定めるイベント開催の規定人数までとすることを原則とし、部外者の立ち入りを制限する。
- ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。
- ・十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
- ・マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。
- ・デルタ株等変異株の拡大も踏まえ、石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うな

ど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行う。

- ・デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。
- ・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
- ・また、換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
- ・HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ・施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的かつこまめな消毒を徹底する。
- ・トイレでは、石けんでの手洗いを徹底するほか、共通のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルの設置、または個人用タオル等の持参を徹底する。
- ・撮影後は、事前にロケ地管理者と協議した上で、映像製作者の責任において、必ず消毒を行う。

④ 屋外でのロケ撮影について

- ・ロケ撮影に伴う撮影関係者の移動については、社会的距離（できるだけ2m（最低1m））を確保する等3密を避けるとともに、手洗いや手指消毒及び適切なマスクの正しい着用等（できれば不織布を着用）の感染予防対策を必ず講じる。
- ・撮影場所においては、一度に許される撮影関係者の人数を、最大でも各都道府県が定めるイベント開催の規定人数までとすることを原則とし、部外者の立ち入りを制限する。
- ・車輛での移動については、車輛内の消毒を適切に行う。また、乗車時は適切なマスクを正しく着用するとともに、1台における乗車人数を最小限にする等の社会的距離を確保するための感染防止対策を講じる。また、必ず換気を行いながら移動する。

⑤ 休憩場所での対策

休憩室・控室等の利用については定期的な換気を心がけ、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- ・休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m正面から距離を確保し、同時に多くの人が同一の場所を利用することの無いように、使用人数全体を抑える。また、使用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密を避け、常時換気を行う。
- ・デルタ株等変異株の拡大も踏まえ、石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ・休憩室や控室では、適切なマスクを正しく着用する。

- ・マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。
- ・休憩室や控室で飲食物を提供する場合には、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定する。食事中以外のマスク着用を徹底し、できる限り2mを目安に最低1m距離を確保するなど、椅子を間引くことや真正面の配置を避けるなどの配席も検討するとともに、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置することなども検討する。あわせて、人数制限や利用時間をずらす等の工夫も行う。
- ・飲料水は持参するよう周知する。なるべくペットボトルなど、個別の提供を行う。
- ・飲食後のごみは持ち帰りとするを推奨する。また、その他のごみについても持ち帰ることを推奨する。なお、鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。
- ・施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的かつこまめな消毒を徹底する。

⑥ エキストラ募集の協力

- ・FC等が協力するエキストラの募集は、原則として行わない。
- ・やむを得ない場合は、参加者の氏名及び連絡先を把握した上で、スタッフ等と同様、ガイドラインに従って行動するよう促す。

⑦ 撮影中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・撮影中に感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。また、直ちに帰宅させ、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促す。また、共有した物等を消毒するとともに、直ちにFC等へ連絡する。また、対応するスタッフは、適切なマスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には石けんでの手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは従事させない。また、医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査結果が陰性であったことが判明した場合でも、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは従事させない。

⑧ 保健所との関係

- ・感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

4. 映像撮影支援において、FC 等が行う具体的な対策

① チェックリストの確認

- ・撮影支援の依頼を受ける際は、映像製作者へチェックリストの提出を依頼し、内容を確認した上で、ロケ地管理者等への協力を依頼する等の調整を行う。
- ・撮影支援を行う際は、撮影関係者の撮影前 2 週間分及び撮影期間中の行動記録の確認・管理を求める。
- ・チェックリストの内容が順守されていることを確認し、映像製作者と連携して情報共有に努める。
- ・撮影支援の相談などを屋内にて対面で受ける場合には、三密回避、換気と身体的距離の確保、適切なマスク着用など、基本的な飛沫感染防止策を徹底すること。

② FC 等の担当者の感染防止策

- ・適切なマスクを正しく着用し、石けんでの手洗いを徹底する。
- ・衣服はこまめに洗濯する。
- ・有症状者等は、従事させない。
- ・検温は毎日必ず行い、発熱等の感染の症状がある場合は自宅待機とし、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促す。
- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養するよう徹底する。
- ・FC 担当者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

③ 周知・広報

- ・感染予防のため、以下について、FC 等の担当者に周知・広報する。
 - 有症状者等は原則として従事しない
 - 咳エチケット、適切なマスク着用、石けんでの手洗いの徹底
 - 社会的距離（できるだけ 2 m（最低 1 m）を確保することの徹底
 - 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や現場における各地域通知サービスの登録、QR コードの読取の推奨などを行うこととし、その旨を事前に関係者等に周知する。またそれらのサービスを機能させるため、スマホ等の電源を on にした上で、Bluetooth を有効にすることを推奨する。
 - 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等、新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
 - 必要に応じて検査等の更なる活用を図る。
 - ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照しつつ、接種の検討を推奨する。

④ 保健所との関係

- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・事前に地域の保健所と対策の確認を行う。
- ・撮影中に感染者や感染が疑われる者が発生した場合に備え、保健所の連絡先や対策を確認し、映像製作者にも共有する。
- ・FC等の担当者に感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

⑤ 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・出勤後に少しでも体調が悪い職員が見出された場合や職員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その職員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- ・抗原簡易キットの購入にあたっては、① 連携医療機関を定めること② 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
- ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf> (令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf> (令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ・対応するスタッフは、適切なマスクや手袋の着用し、対応前後には石けんでの手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。
- ・自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは従事させない。また、医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査結果が陰性であったことが判明した場合でも、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは従事させない。

5. 海外からの映像製作者及び撮影関係者について

海外からの映像製作者及び撮影関係者についても、本ガイドライン等に基づいて行動することを求める。